

## デジタル混信対策の助成制度の概要

アナログ放送とデジタル放送を同時に送信する「サイマル放送」期間の「周波数逼迫」状況に起因するデジタル混信（地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象）の対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する。

- (1) 事業主体：民間法人等
- (2) 対象地域：デジタル混信が発生している地域
- (3) 補助対象：
  - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率 1 / 2
  - イ 放送局施設の改修工事（チャンネル切替工事等）：補助率 2 / 3
  - ウ 受信者施設の改修工事（高性能アンテナ工事等）：補助率 10 / 10

